

## 令和 4 年度障害者活躍推進計画の実施状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月に策定した「十和田市立中央病院障害者活躍推進計画」の実施状況を下記の通り公表いたします。

## 記

## 1. 採用に関する目標

項目	実績値
【参考】法定雇用率	2.6%
①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	334.5 人
②障害者である職員の数	4 人
③実雇用率	1.2%
④法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	4 人

※令和 5 年 6 月 1 日現在

## 注

①「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数である。

②「障害者である職員の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である職員数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1 人を 2 人に相当するものとしてカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については 1 人を 1 カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしている。

③実雇用率=②/①×100(小数点以下第 3 位を四捨五入)

④②の数を①の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数である。

2. 定着に関する目標

目標	実績
障害のある職員の不本意な離職を生じさせない。	不本意な離職は生じていない。

3. 取組内容の実施状況

取組内容		取組実績
障害者の活躍を推進する体制整備	組織面	障害者雇用推進者として事務局長を選任した。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	職務環境	新規に採用した障害者について、入職前に面談で必要な配慮等を把握し、安心して業務を行える環境を整えた。
	募集、採用	募集、採用に当たっては、特定の障害を排除するようなことは行っていない。
	働き方	入職時に各種休暇の説明を行った。

4. 点検結果

- 法定雇用障害者数を達成できていないため、採用計画期間の令和5年12月31日までに4人以上の採用に努める。

5. 障害者活躍推進計画の見直し及び修正

- 障害者活躍推進計画を見直し、ホームページに公表する。

以上